

道州制推進知事・指定都市市長連合第1回総会

日 時：平成24年7月18日(水) 15:30～16:30

場 所：アルファあなぎホール 5階 多目的会議室「玉藻」B

1 共同代表あいさつ及び活動報告

資料 1

2 議 事

(1) 地域主権型道州制の基本的な制度設計について

(2) 地域主権型道州制の実現に向けた工程について

資料 2

(3) 今後の活動について

資料 3

① 政党への要請活動

② 地域主権型道州制導入の効果に関する事例調査

(4) 共同代表及び副代表の選任等について

資料 4

(5) その他

＜参考資料＞

- 道州制に関する最近の動き
- 自由民主党「道州制基本法案（骨子案）」等
- みんなの党「道州制への移行のための改革基本法案」の概要
- 「地域主権と道州制を推進する国民会議」アピール
- 「道州制推進知事・指定都市市長連合」の概要
- 「道州制推進知事・指定都市市長連合」設立趣意書
- 道州制推進知事・指定都市市長連合 活動方針
- 地域主権型道州制の実現に向けたより積極的な対応を求める
(H24.4.20 政党への要請文書)
- 道州制推進知事・指定都市市長連合 名簿

道州制推進知事・指定都市市長連合第1回総会
出席者名簿

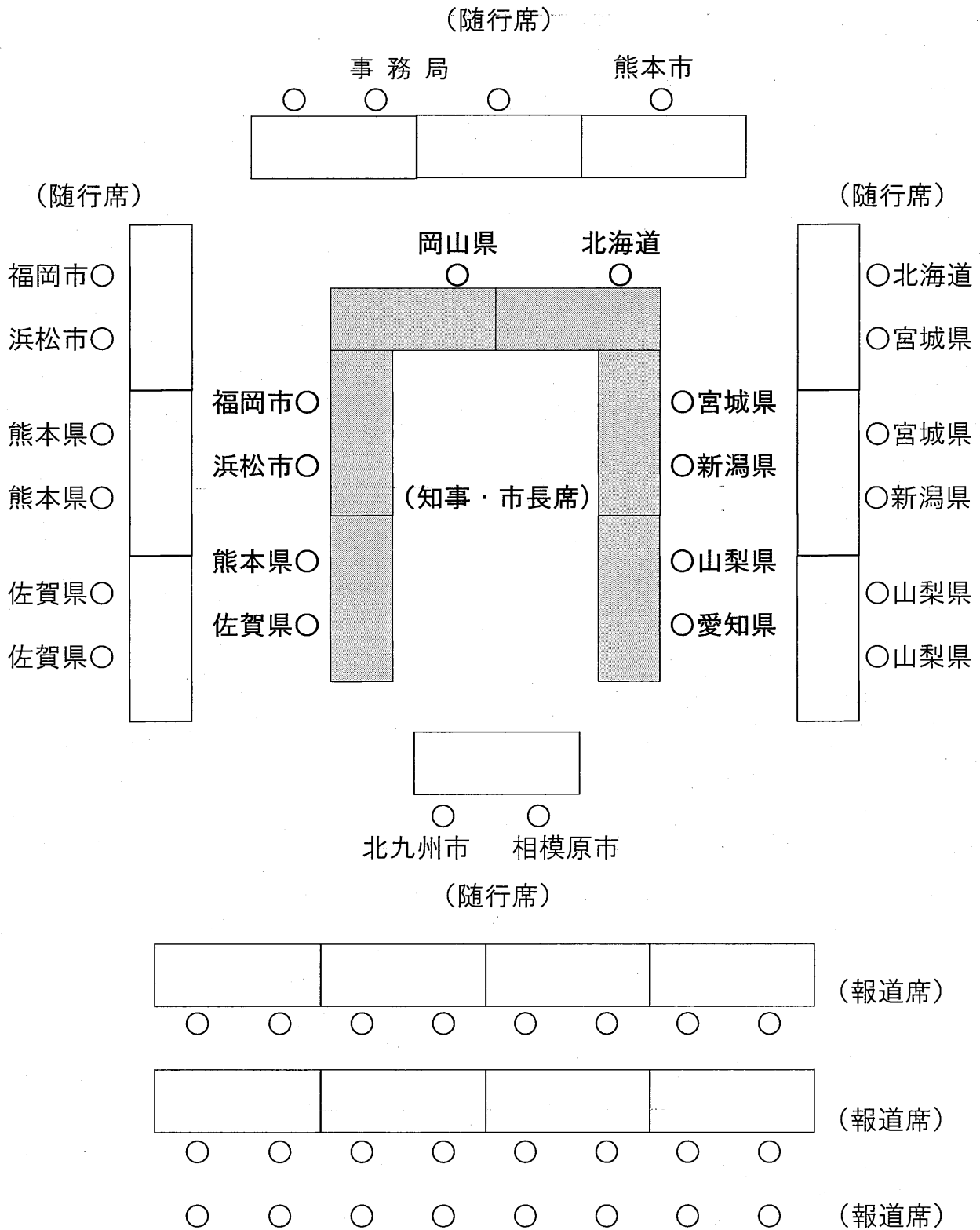
(敬称略・行政順)

団 体 名	職 名	氏 名	備 考
北 海 道	総合政策部長	荒 川 裕 生	
宮 城 県	知 事	村 井 嘉 浩	
新 潟 県	知事政策局長	杉 山 順 爾	
山 梨 県	東京事務所長	八 巻 哲 也	
愛 知 県	分権・広域連携監	加 藤 正 人	
岡 山 県	知 事	石 井 正 弘	共同代表・議長
佐 賀 県	知 事	古 川 康	
熊 本 県	企画振興部政策審議監	内 田 安 弘	
浜 松 市	副市長	伊 藤 篤 志	
福 岡 市	市 長	高 島 宗一郎	

道州制推進知事・指定都市市長連合第1回総会 配席図

平成24年7月18日(水) 15:30～16:30

アルファあなびホール 5階「多目的大会議室」



出入口

設立総会以降の活動状況

◎ 政党への要請活動

概要は別紙1のとおり

- ・ 日 時：4月20日（金） 14:00～15:40
- ・ 要請者：石井共同代表、村井宮城県知事、高島福岡市長 ほか
- ・ 要請先：民主党、自由民主党、みんなの党、公明党（要請順）

◎ 政党、経済団体との意見交換 概要は別紙2のとおり

① 公明党道州制推進プロジェクトチーム

- ・ 日 時：5月10日（木） 17:00～18:00
- ・ 出席者：石井共同代表
（公明党）山口代表、坂口副会長（PT顧問）、井上幹事長、石井政務調査会長、
遠山PT座長、西PT副座長（政務調査会副会長）、石川PT事務局長ほか

② 自由民主党道州制推進本部及び基本法小委員会合同会議

- ・ 日 時：5月17日（木） 14:30～15:30
- ・ 出席者：石井共同代表
（推進本部）佐田本部長、武部顧問、今村幹事長、石田副本部長・小委員長、
北川副本部長、末松幹事、松浪事務局長、坂本事務局次長ほか

③ 日本経済団体連合会道州制推進委員会

- ・ 日 時：5月28日（月） 10:30～11:30
- ・ 出席者：石井共同代表、鈴木浜松市長
- ・ テーマ：「道州制推進知事・指定都市市長連合」が目指す道州制と、その実現に向けて
（経団連）畔柳委員長、神尾同委員会企画部会長ほか 計46名

◎ 道州制の実現を目指す他団体との連携

日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会が主催する「地域主権と道州制を推進する国民会議」の後援

- ・ 日 時：6月27日（水） 14:00～16:30
- ・ 内 容：政党政策責任者が道州制等に係る政策を説明（民進党、自民党、公明党、みんなの党）
アピール採択：「道州制実現に向けた政治のリーダーシップを」

政党要請活動の概要

平成24年4月20日

(要請順・敬称略)

◎民主党・逢坂総括副幹事長

- 民主党は道州制に消極的と言われるが、実はそうではなく、道州制も検討の射程に入れている。
- ただ、道州制については合併につながることから町村会が反対しているなどの課題がある。
- よく議論していかなければならない。ご提案は受け止めさせていただいた。

◎自由民主党・茂木政務調査会長、佐田道州制推進本部長

茂木：道州制推進の全体を引っ張る基本法が必要。次期マニフェストにも入れたい。国と道州との役割分担を詰める必要がある。例えば年金などは国に一元化した方がよいのかもしれない。

佐田：早期に基本法をまとめ、連休明けには地方の意見を伺いたいと考えている。推進連合からも出席をお願いしたい。基本法は今通常国会に提出できると思う。

◎みんなの党・渡辺代表、江口克彦参議院議員

渡辺：理念についてはまったくご提案のとおりで、我が党は既に改革基本法案を国会に提出した。

地方が自立するためには、消費税の地方税化し、現行の交付税制度は廃止する必要がある。地域に必要な財源は地域で負担できる仕組みにすることが大事。

江口：やはり税の使われ方が見える仕組みにしなければならない。

この道州制推進連合は、都道府県知事のみならず、指定都市の市長が参加しており、道州制を推進する上で大きな意味がある。

是非、一緒になって取り組んでいただき、ご提案をいただきたい。

◎公明党・坂口副代表、西政務調査会長代理、石川道州制推進PT事務局長

坂口：公明党でもPTを立ち上げ、検討していくこととした。いろいろな課題があり、すぐに実現できるものではないが、一方でゆっくりしていいものでもない。

西：是非、PTにも出席いただき、ご意見をいただきたい。

政党、経済団体との意見交換の概要

1 公明党道州制推進プロジェクトチーム

(1) 石井共同代表から説明

- ・ 道州制推進知事・指定都市市長連合設立の趣旨、今後の活動
- ・ 地域主権型道州制の実現に向けた工程と基本的な制度設計（私案）

(2) 意見交換内容

- ・ 社会保障分野における基礎自治体、道州、国の役割分担について
- ・ 課税自主権、上書き権を含む自主立法権について（憲法との関係など）
- ・ 道州間の水平的な財政調整について
- ・ 道州の区域について
- ・ 大都市制度との関係について など

2 自由民主党道州制推進本部及び基本法小委員会合同会議

(1) 石井共同代表から説明 1 と同じ

(2) 意見交換内容

- ・ 国と地方の税源配分と道州間の水平的な財政調整について
- ・ 道州の区域について（区割りの基準、東京都の位置づけ）
- ・ 国の出先機関の受皿となる特定広域連合と道州制について
- ・ 特別自治市と道州制について
- ・ 道州制のメリットとデメリットについて など

3 日本経済団体連合会道州制推進委員会

(1) 石井共同代表から説明 1 と同じ

鈴木浜松市長から意見表明

- ・ 道州制実現の鍵 基礎自治体の自立と府県改革
- ・ 自立した基礎自治体のモデルとしての特別自治市制度 など

(2) 意見交換内容

- ・ 道州制による格差の拡大と行政サービスの低下への懸念について
- ・ 都構想と道州制との関係について

地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程（案）

— 国民的な議論を喚起するための試案 —

平成24年7月18日

道州制推進知事・指定都市市長連合

道州制推進知事・指定都市市長連合は、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで地域主権型道州制の導入に向けた道筋をつけるため、その推進母体として、有志知事・指定都市市長により設立された。

この「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」は、国民的な議論を促すための「たたき台」として、制度設計を検討する上での論点を整理した試案であり、今後、他の地方公共団体や各界・各層のご意見を伺いながら、推進連合において更に検討を重ね、一層の充実を図ることとしたい。

この試案が、道州制の導入に向けた議論を更に高める契機となることを期待する。

1 基本的な制度設計

(1) 道州制導入の理念

- 有効性を失った中央集権体制を打破し、国は外交や防衛、通商政策、国家的規模の災害への対応など国家の存立に関わる事務に専念する一方、補完性の原則に基づく事務・権限、財源の大胆な移譲により、内政に関する事務は地方が担うことができるよう、国と地方双方の政府を再構築、機能強化することで、地方分権改革の飛躍的な推進と行政システムの最適化を図りながら、地域主権型・多極型の「新しい国のかたち」、すなわち地域主権型道州制を創造する。
- 人口減少・超高齢社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、我が国が直面する困難な課題に国全体が持つ優れた能力と地域の個性を発揮して立ち向かっていくため、国の役割を重点化しながら、地域発の経済成長と国際競争力の向上等を実現する広域行政と、福祉やまちづくりなど住民に身近な行政の双方を充実・強化する。

(2) 憲法との関係

- 地域主権型道州制の早期導入を図る観点、また、国家の統合に関する国民感情(※)などを考慮し、現行憲法の下での道州制実現を目指す。

※社会経済システムの国全体での統一性を重視する国民感情・意識

- ただし、道州制導入の理念を実現するため、必要と認められる事項については、憲法改正を視野に入れた制度設計等の検討を排除するものではない。

(3) 基本構造等

- 道州制における地方制度は、現在の都道府県を廃止し、より広い区域を単位に、地域の多様性を踏まえて新たに設置する道州（広域自治体）と基礎自治体の二層構造を原則とする。基礎自治体及び道州は普通地方公共団体とする。
- 基礎自治体・道州・国は、真に対等・協力の関係に立ち、それぞれの役割分担に応じた事務・権限、税財源、人的資源等を有するとともに、それぞれが、その役割について責任を負い、企画立案から執行管理までを一元的に担うことを基本とする。
- 大都市の位置づけは、それぞれの地域の実情に配慮しつつ、法律で明確化する。

(4) 基礎自治体・道州・国の役割分担、相互関係

(役割分担)

※役割の例示は、道州制のイメージを示すためのものであり、確定的なものではない。（行政分野別の例示は別紙のとおり）

※大都市の役割については、現在の都道府県の事務・権限を基本に据えて、更に検討する。なお、道州の役割として例示したものであっても、現在、大都市に関する特例等により指定都市が所管している事務・権限については、引き続き当該基礎自治体が担うことを原則とする。

基礎自治体の役割

- 現在、都道府県が担っている事務・権限を可能な限り基礎自治体へ移譲し、基礎自治体は、住民に身近な行政分野を総合的に担う。（住民自治・住民の利便性を拡大）
- 補完性の原則及び住民自治拡大の観点から、特に基礎自治体においては、町内会・自治会等のコミュニティ組織、NPO、ボランティアグループ等との連携や地域自治区制度の活用を通じて、様々な分野での住民との協働を推進する。

<基礎自治体の役割：例示>

地域発展ビジョン（総合計画） 住民の安全・安心 消防・救急 防災・災害復旧 観光・地域文化振興 地域産業振興 地域農林漁業振興 職業紹介、雇用保険（認定・給付） 商店街振興 地域福祉（対人サービス全般、現金給付の運用） 保健所・児童相談所 子育て支援（保育所・認定こども園、放課後対策等） 地域環境対策（一般廃棄物処理、公害対策、環境影響評価） まち

づくり・地域公共事業（都市計画、土地利用計画、公園・街路、上下水道、住宅・建築、中小河川、一般道路、農道・林道、港湾・漁港、地域交通等） 教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館、生涯学習、地域文化振興等） 戸籍・住民基本台帳 近隣基礎自治体の事務補完（事務の共同処理）

道州の役割

- 現在、国が担っている事務・権限を可能な限り道州（又は基礎自治体）へ移譲し、道州は、基礎自治体の区域を越える広域行政を担うとともに、基礎自治体間の調整を行う。
- 国の出先機関（地方支分部局）の事務は、基礎自治体や民間が担うべきものを除き、必要となる財源・人員とともに道州へ移管する。また、中央府省の事務についても、道州が担うべきものについては、同様に移管する。

<道州の役割：例示>

【広域行政】

広域成長戦略 警察・治安・危機管理 広域防災・災害復興 広域観光・文化振興（インバウンド、対外文化交流等） 広域産業振興 広域農林漁業振興 雇用対策・能力開発、雇用保険（基礎自治体の事務を除く）、労働基準監督 広域医療（医師確保対策、ドクターヘリ、高度医療拠点、診療報酬の運用等） 介護報酬の運用 広域環境保全（地球温暖化対策・産業廃棄物対策等） 広域公共事業（大規模河川、高速道路・広域基幹道路、治山・海岸、港湾（重要港湾以上）、空港（現在の国管理空港を含む）、情報通信基盤等） 広域的交通体系の構築 高等教育（大学以上）・学術振興 統計調査（現在の国の統計を含む）

【基礎自治体間の調整】

基礎自治体間の財政調整 基礎自治体の事務補完（事務委託等） 複数の基礎自治体に関連する施策・事業の調整、広域行政との調整

国の役割

- 国の事務は、①国家の存立に関わる事務、②国家戦略の策定、③国家的基盤の維持・整備、④全国的に統一すべき基準の制定に限定する。
- 内政分野における国全体の基本戦略・計画や統一的な政策の方針・基準等は必要最低限のものとする。
- 国が制度の基本計画・基準等を定める場合でも、その実施主体は、民間で実施するものを除き、原則として基礎自治体又は道州とする。その際、基礎自治体及び道州に弾力的な運用を可能とする権限を付与する。

＜国の役割：例示＞

【国家の存立に関わる事務】

皇室 憲法 司法 安全保障・防衛 国家的危機管理・テロ対策 国家的規模の災害への対応、復旧・復興支援 出入国管理 外交・通商 通貨・金融システム 食料・資源・エネルギーの安定確保 最低限の生活保障 国家的プロジェクト 国政選挙 国の財政

【国家戦略の策定】

国家的成長戦略 国家的基本計画（教育・科学技術振興、社会保障、食料安全保障・安定供給、資源・エネルギー、地球環境対策等）

【国家的基盤の維持・整備】

国土計画 国土保全 広域交通基盤・高速交通ネットワーク基本計画（一部実施） 電波監理

【全国的に統一すべき基準の制定】

民事・商事・刑事等の基本法 社会保障（年金、医療・介護保険、生活保護、地方に裁量の余地のない現金給付等）の基本的枠組み

（中央政府の見直し）

- 地方への大胆な事務・権限の移譲により、中央府省の解体再編を含む中央政府の見直しを進める。
- 中央府省の抵抗を排除し、公正性・中立性を担保する観点から、基礎自治体・道州・国間の事務・権限の配分について、それぞれ（道州制導入前にあつては、市町村・都道府県・国）の意見を精査し、調査審議する第三者機関を法律により設置する。第三者機関は、道州制への移行後もその任に当たるものとする。
- その際、政府が第三者機関の答申を最大限尊重することを義務付けるとともに、基礎自治体・道州・国の代表が参加する「協議の場」（道州制導入前にあつては、法定された「国と地方の協議の場」）での合意を経て、それぞれが担う事務・権限を決定する仕組みを導入する。

（相互関係）

- 基礎自治体・道州・国それぞれの事務・権限は法律により定めるが、各層・各地域で住民ニーズに応じた施策が展開できるよう、特区制度や事務処理の特例制度の活用等により、事務・権限、財源の移譲を柔軟に行うことができる仕組みとする。
- 基礎自治体は、自立した地域経営を行う主体として、自らの行政体制の整備と行政能力の充実に努める。
- このため、基礎自治体が住民の意向を踏まえた自主的な合併を円滑に進めることができる環境を整備する一方、道州制の下においても、多様な基礎自治体が必要な住民サービスを持続的に提供し得る制度設計

とし、近隣の基礎自治体による水平的な補完（事務の共同化）や、道州への事務の委託などの垂直的な補完も柔軟に選択できることとする。

- 基礎自治体及び道州の事務・権限に関する国の法令（法律及び政令に限る）は大綱的なものにとどめ、当該法令に明確な委任規定を設けること等により、基礎自治体及び道州に「上書き権」を含む広範な自治立法権を付与する。
- 広域行政の目的を達成するために不可欠なものに限り、道州が基礎自治体の事務・権限に関する基準等を設定することを容認するが、道州が当該基準等を設定できる範囲は最小限とし、法律によりそのメルクマールや設定の手続を定める。
- 基礎自治体・道州・国の代表が参加する「協議の場」を法律により設置し、事務・権限の分担や税財政制度、国による内政分野における基本戦略・計画及び統一的政策の方針・基準の策定など、重要事項について協議・調整する。
- 同様に、基礎自治体と道州による協議組織を道州の条例により設置する。その際、住民自治拡大の観点から、同協議組織への住民の代表の参加に配慮する。

(5) 地方税財政制度（財政調整制度を含む）

（地方税財政制度）

- 基礎自治体及び道州が、それぞれの役割に応じた必要かつ十分な独自財源を確保できるよう、国の基幹税（所得税、法人税、消費税）からの大幅な税源移譲により、偏在性が小さく、安定性を備えた新たな地方税体系を構築する。その際、国と地方の役割分担を踏まえ、消費税の地方税化を有力な選択肢とする。
- 地方税法に広範な委任規定を設けること等により、基礎自治体及び道州が地方税の税目・税率等を独自に決定できるよう、課税自主権を拡充する。
- 税の賦課、徴収については、基礎自治体・道州・国がそれぞれ行うことを原則とするが、納税者の利便性向上や行政コスト削減の観点から、必要に応じ、徴収事務を基礎自治体・道州・国間で相互に委託できることとする。道州の徴収一元化による国への納付制度についても検討する。
- 国庫補助事業は廃止し、必要な財源とともに地方へ移管する。国から移管された財源の取扱については、道州内の基礎自治体間の財政格差に留意しつつ更に検討する。
- 地方債の発行を原則として自由化し、基礎自治体及び道州が、議会による監視や市場による評価の下、自己責任により資金調達を行い、必

要な社会資本整備などを円滑に行えるようにする。地方債全体の信用力の維持に向けた方策や、個別団体の信用力格差の緩和策、新たな再建法制の整備等については更に検討する。

(財政調整制度)

- 道州においては、現在の地方交付税制度のように国が関与する仕組みは導入せず、水平的な財政調整を基本とする。その際、地域間の偏在性が高い税目等を財源とする「地方共有税」の創設を検討する。
- 道州間の水平的な財政調整を円滑に行うため、客観的な配分基準の設定等を担う調整機関を設置する。
- 基礎自治体間の財政調整については、道州が担うことを基本としつつ、その在り方を更に検討する。
- 社会保障や義務教育、警察など、国の基準に基づき、全国的に一定水準の行政サービスを保障するための費用については、国と基礎自治体、道州の税源配分を踏まえつつ、国から基礎自治体及び道州への負担金制度等の創設を検討する。その際、道州においては、水平的な財政調整によっても水準を保てない場合の例外的な措置とする。なお、負担金制度等は、社会保障等において、基礎自治体及び道州が自らの財源で行う行政サービスの自由度を阻害するものであってはならない。
- 権限・税財源の移譲に伴う国の資産及び債務の取扱いについては更に検討する。

(6) 道州の組織

- 全国一律の設置基準等は必要最小限とし、道州の条例により自主的な組織を形成する。
- 国・地方を通じた行政システムの大幅なスリム化・効率化を進める観点から、道州の組織は極力簡素なものとする。
- 道州には、広範な自治立法権を持つ一院制議会を設け、その議員及び道州の首長は直接選挙で選出することを基本とする。議員の選挙制度（選挙区制の在り方、比例代表制の導入等）については更に検討する。

(7) 道州の区域

- 経済的・財政的自立が可能な規模を有していることを前提とし、地理的一体性、歴史・文化・風土の共通性、生活や経済面での交流などの条件を踏まえて、法律により決定する。
- その際には、国民的なコンセンサスを得るためにも、透明性・客観性の高い基準を設定するとともに、道州制推進（基本）法に基づく検討機関の下に、各地域の住民の代表から道州の区域に関する意見を聴取する会議等を設置することを検討する。

- 現在の都道府県の枠組みによる一体感や郷土意識を尊重する観点から、それぞれの道州の判断により、旧都道府県単位等での出先機関の設置や一定の予算配分、均衡ある事務事業の執行などに配慮する。
- 道州の議会及び行政庁の所在地は、地域住民の意思を反映し、道州が決定する。

(8) 大都市制度

- 地域主権型道州制においては、多様な大都市制度を容認し、原則として道州がこれを内包するものとする。
- 大都市の行政需要等に応じ、現在の都道府県の事務・権限を担うことを基本に据えて、大都市の事務・権限を法定する。その際、当該事務・権限に応じた必要かつ十分な独自財源を確保する。
- 道州は、大都市に対し、事務処理の特例制度の活用等により、地域の実情に応じた事務・権限、財源を、その効果的・効率的な執行にも配慮しつつ、積極的かつ柔軟に移譲できるものとする。
- 東京都並びに現在検討されている新たな特別区（及びこれを包括する道府県）、都市州、その他新たな大都市制度については、道州との役割分担など、道州制の下での在り方を更に検討する。

2 地域主権型道州制の実現に向けた工程

(1) 道州制推進（基本）法の制定 <平成25年通常国会までを目途>

（推進法の主な内容）

○道州制導入の理念・基本方針

○道州制導入に向けた工程

※具体的な期限を工程ごとに設定

○内閣総理大臣を本部長とする道州制推進本部の設置

○制度設計等を担う検討（諮問）機関の設置

※地方公共団体の代表が参画

※住民の代表から道州の区域に関する意見を聴取する会議等の設置を検討

○事務・権限の配分を調査審議する第三者機関の設置

(2) 検討機関・第三者機関による制度設計等の答申

（答申に盛り込むべき主な内容）

<推進法制定後3年以内>

○大都市の位置づけ

○基礎自治体・大都市・道州・国の役割分担、相互関係

○国の機構の再編

○地方税財政制度（財政調整制度を含む）

○道州の組織

○道州の区域 など

(3) 道州制導入に向けた法制的整備

<(2)の答申後2年以内>

（法律事項の主な内容）

○大都市の位置づけ

○基礎自治体・大都市・道州・国を通じた事務・権限の配分

○基礎自治体・大都市・道州・国の代表が参加する「協議の場」の設置

○国の機構の再編

○国・地方を通じた税財政制度

○道州の区域・組織

○道州制への移行手続 など

(4) 道州制への移行

<推進法制定後6～8年以内>

○地域主権型・多極型の「新しい国のかたち」を創造するという理念から、道州への移行は全国一律を基本とするが、十分な国民的議論を踏まえ、また、地方の発意や選択を重視する意見も尊重しながら、更に検討する。

基礎自治体・道州・国の役割分担（行政分野別・例示）

国家の存立 (国)	皇室 憲法 司法 安全保障・防衛 国家的危機管理・テロ対策 国家的規模の災害への対応、復旧・復興支援 出入国管理 外交・通商 通貨・金融システム 食料・資源・エネルギーの安定確保 最低限の生活保障 国家的プロジェクト 財産権の保障 国政選挙 国の財政		
行政分野	基礎自治体	道 州	国
成長戦略	地域発展ビジョン（総合計画）	広域成長戦略	国家的成長戦略
安全・安心	住民の安全・安心 消防・救急 防災・災害復旧	警察・治安・危機管理 広域防災・災害復興	安全保障・防衛（再掲） 国家的危機管理・テロ対策（再掲） 大規模災害対応・復旧・復興支援（再掲） 刑事基本法
産業・雇用	観光振興 地域産業振興 地域農林漁業振興 職業紹介、雇用保険（認定・給付） 商店街振興	広域観光（インバウンド等） 広域産業振興 広域農林漁業振興 雇用対策・能力開発、雇用保険（基礎自治体の事務を除く）、労働基準監督	食料安全保障・安定供給に係る基本計画 民事・商事基本法 通商（再掲） 通貨・金融システム（再掲）
社会 保障	地域福祉（対人サービス全般、現金給付の運用） 保健所・児童相談所 子育て支援（保育所・認定こども園、放課後対策等）	広域医療（医師確保対策、ドクターヘリ、高度医療拠点、診療報酬の運用等） 介護報酬の運用	社会保障に係る基本計画 社会保障（年金、医療・介護保険、生活保護、地方に裁量の余地のない現金給付等）の基本的枠組み
環 境	一般廃棄物処理 公害対策 環境影響評価	地球温暖化対策 産業廃棄物処理	地球環境対策に係る基本計画
基 盤 整備	まちづくり 都市計画 土地利用計画 公園・街路、上下水道、住宅・建築、中小河川、一般道路、農道・林道、港湾・漁港、地域交通	大規模河川、高速道路・広域基幹道路、治山・海岸、港湾（重要港湾以上） 空港（現在の国管理空港を含む） 情報通信基盤 広域的交通体系の構築	国土計画 国土保全 広域交通基盤・高速交通ネットワークに係る基本計画（一部実施） 電波監理
教育・文化	幼稚園・小学校・中学校・高等学校、図書館、生涯学習、地域文化振興	広域文化振興（対外文化交流等） 高等教育（大学以上）・学術振興	教育・科学技術振興に係る基本計画
そ の 他	近隣基礎自治体の事務補完（事務の共同処理） 戸籍・住民基本台帳	基礎自治体間の財政調整 基礎自治体の事務補完（事務委託等） 複数の基礎自治体間の施策等の調整、広域行政との調整 統計調査（現在の国の統計を含む）	

今後の活動について

◎ 政党への要請活動

- 時 期：8月上旬
- 要請先：民主党、自由民主党、公明党、みんなの党
- 内 容：「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」の説明及び当該工程を踏まえた道州制推進法の早期制定と国民的議論の喚起等
※政局によっては、政権公約に道州制の導入に係る理念、道州制推進法の早期制定、実現に向けた工程等を明記することを要請

◎ 地域主権型道州制導入の効果に関する事例調査

- 目 的：道州制に関する国民的な議論を喚起し、実現に向けたコンセンサスを形成するため、道州制導入の具体的な効果・メリットを発信する。
- 内 容：国民・住民の視点から見た
 - ・ 道州によるスケールメリットを生かした政策の実現
 - ・ 基礎自治体の役割強化によるきめ細かな施策の実施や住民の利便性向上などの事例調査
- 調査時期・方法等：別途事務局から依頼

(参考) ・ 道州制の導入で期待できる施策展開例

別紙 1

・ 道州制の導入に向けた第2次提言（抜粋）
(H20.11.18 日本経済団体連合会)

別紙 2

・ 道州制のメリットと課題

別紙 3

道州制の導入で期待できる施策展開例

○ 広域分野 … スケールメリットの活用等

(1) 広域的産業政策の実施

- ・ 県境を越え、地域の特性に応じた戦略的な産業集積拠点の形成
- ・ 土地利用等に関する許認可権限や財源の移譲による優遇制度を活用した効果的な企業誘致
- ・ 道州が管理する空港や港湾・高速道路を活用した物流コストの戦略的引き下げ
- ・ 国や各県の試験研究機関の再編と広域的な産官学連携による研究開発の高度化

(2) 特色ある農林水産業の振興

- ・ 産地間連携（リレー出荷等）や地産地消による農林水産物安定供給システムの確立
- ・ 食品開発や外食産業との契約栽培拡大など、ニーズに即応できる産地づくり
- ・ 農業大学の充実（再編・統合）や農地利用の規制緩和等による担い手の育成確保
- ・ ブランド化や東アジア等への輸出を通じた量販体制の確保と市場競争力の強化

(3) 効果的な地球温暖化防止に向けた取組

- ・ 部門別温暖化ガス削減目標の設定や排出権取引の仕組みの運用
- ・ 新エネルギー関連産業やリサイクル産業の広域的な育成・誘致

(4) 道州の一体的な発展のための高速交通ネットワークの形成

- ・ 道州全体の発展戦略と連動した高速道路網の効率的・効果的な整備
- ・ 経済活動のグローバル化に対応したゲートウェイ機能の充実強化（港湾・空港整備一元化）

○ 生活密着分野 … 基礎自治体と道州の連携によるきめ細やかな行政サービス

(1) 安心して子育てできる社会の実現

- ・ 基礎自治体単位での弾力的な保育所・幼稚園等の運営による多様な保育サービスの提供
- ・ 小学校区単位での子育て世帯の就労態様等に応じた放課後対策
- ・ 子育て世帯のニーズを踏まえた出産・育児期の給付に係る一体的・効果的な制度設計
- ・ 子育て応援店舗事業等の広域的な実施

(2) 医療制度の充実した社会の実現

- ・ 大学の道州移管による医学部定数増や診療報酬の弾力的な運用による医師確保対策
- ・ ドクターヘリの効率的な配置・運航等による救急搬送体制の充実
- ・ 道州によるがんセンター、子ども病院、循環器病センターなど高度医療提供体制の整備

(3) 地域の実情に応じた雇用施策の実施

- ・ 地域の産業需要に応じた職業訓練による効率的な人材育成と総合的な職業紹介業務の実施
- ・ 職業能力開発大学の設置による地域のニーズに対応した専門的な能力を有する人材育成

(4) 個性あふれるまちづくり

- ・ 風土や歴史、景観、住宅・街区様式など地域文化を反映した都市計画・まちづくり
- ・ 戦略的な都市連合の形成に向けた地域全体の発展ビジョンの策定

道州制の導入に向けた第2次提言（抜粋）

平成20年11月18日

日本経済団体連合会

2 道州制の導入で変わる地域の経済・社会、期待される効果

（3）住民の目線で道州制のメリットを考える

地域社会においては、道州制の導入により、以下の10分野において、住民が実感できるメリットがもたらされることとなろう。

① 防災・消防体制が強化される

道州制のもとでは、住民の安心・安全の確保に向けて、地域の特性に応じて国、道州、基礎自治体が有機的に連携するかたちで防災行政を担う。現行の市町村消防の原則は維持し、地震、火事などの災害に対する初期対応は基礎自治体が担う。また基礎自治体は、消防団、住民、自治会、NPO、企業と協力し合う体制を構築し、地域における防災力を強化する。同時に基礎自治体は、住民の安全確保や被害軽減の観点から、近隣の基礎自治体ならびに道州と緊密に連携し、消防本部の広域化や専門的な消防事務への対応など、防災基盤の強化を図る。

大規模災害への対応については、道州が地域の実情に応じて、広域的かつ詳細な防災計画を策定、実施する。東海地震、南関東直下型地震、南海地震など、都道府県の単位を越えて発生することが予想されている大地震の発生に際し、道州は、広域医療・搬送体制の整備や主要都市のバックアップなどを、現在の都道府県間で連携・協議する体制より、効果的かつ迅速に実施することが可能となろう。

一方、国の役割については、激甚災害などに備え、国民の生命、財産などを保護するために必要な総合的かつ一元的な危機管理体制を構築し、内閣府の防災機能、災害復旧・復興の機能を強化することが必要となる。

また治水・治水も住民の安心・安全を確保するために重要な課題である。現在の県境の多くは河川あるいは山地・山脈であるため、道州制の導入により域内にある河川や森林を広域的かつ一体的に管理することができるようになれば、国土保全や水害、山火事などの災害防止策がより効果的に行われよう。

② 地域の治安が向上する

現行の都道府県警察では、都道府県警察の職員定数の基準を国が政令で定める一方、警視庁および道府県警察本部に勤務する警視正以上の身分を国家公務員とする制度となっており、地方自治の観点からは問題があるといえる。また近年、国民の体感治安の悪化などから、警察行政の充実に対するニーズが高まっている。

道州制のもとでは、警察体制が国の警察と道州の警察に再編成され、さらに基礎自治体における警察官の配備を許容する方向で見直されることになる。国

の警察は、国際犯罪や広域的に拡がりを持つ重要犯罪など、地方の警察が扱うことが困難な重要犯罪を所管し、国民の安心・安全を確保する。

一方、地域においては、刑事警察、交通警察、保安警察の各領域について、原則として道州警察の所管とし、その警察官はすべて地方公務員とする。その際、道州に自立性を持たせる観点から、国による警察官定数の義務づけは行わず、独自の体制を整えることにより、地域の治安状況などに応じて機動的かつ柔軟に警察行政が展開され、地域における市民生活が確実に守られるようになる。加えて、基礎自治体が必要とする場合には、警察官としての職務権限を行使する資格を有する職員を配備することを許容する制度を設け、住民の体感治安の悪化に対応できるようにする。

③ 子育て支援、人材育成策が充実する

現下の重要課題である子育て支援については、現在、例えば保育所や幼稚園に関し国が法令、省令、告示などで全国一律の施設基準や必置規制を定めており、補助金を通じて国が市町村に対し過剰な関与を行っている。

道州制のもとでは、法令などによる縛りが緩められ、基礎自治体が住民のニーズに応じた支援策を柔軟に講じることができるようになるとともに、地域の実情に応じて、保育園や幼稚園などの福祉施設に係る各種基準を自ら定め、自主財源により創意工夫をこらして運営できる体制が整えられよう。

一方、地域の人づくりとして重要な義務教育については、基礎自治体が、近隣の自治体との協力のもと、教育行政単位の広域化を図り、国が定める大枠のもとで教育を施しつつ、生徒と教師が触れ合う現場から生まれる自由な発想に基づき、地域独自の教育を実施できる体制が整うことになる。義務教育において教員免許を持たない地域人材の活用が積極的に行われ、また校舎など学校施設についても地域の実情に応じて各種基準が柔軟に定められることで、地域における教育の質的な向上が図られ、知育、徳育、体育のバランスのとれた公教育が実現されよう。

なお教員の人事権については、一定以上の規模を有する基礎自治体に移譲されるとともに、学校（校長）に一定の人事権を与えることで、現場の創意工夫を引き出すことが可能となる。

④ 地域医療・介護の体制充実が図られる

現在、国民健康保険や介護保険は市町村が運営しているが、少子化・高齢化が進展するなかで、医療費や介護保険給付費の大幅な増大が見込まれ、市町村間の保険料格差拡大や市町村の財政破綻につながるものが危惧されている。加えて、都市部、地方部を問わず医師や看護師の不足の深刻化、小児科医や産婦人科医の不足、救急患者の受入れ拒否といった問題も生じている。

そこで、道州制のもとで医療・介護制度については、保険者としての安定的な規模を確保する観点から、道州が財政面での責任主体となる。道州は、域内の拠点病院や医師・看護師の数・配置などに関する計画を立て、民間医療機関との連携や役割分担を図りつつ、地域の実情に応じた医療サービスが行える体制を整える。この体制のもとで、基礎自治体が住民の具体的なニーズに応じて現物給付を行うなどのサービスを提供する。国は、診療報酬や薬価など、全国

的に適用すべき事項の決定につき責任を持つと同時に、皆保険制度が維持されるよう必要な財源の確保に努める。

こうした取り組みが可能となれば、少子化・高齢化に耐えうる医療・介護制度の基盤が整い、住民に対して必要なサービスが安定的に供給されることになろう。

道州制のもとでは、高等教育が道州の責務となることから、医師や看護師、介護士などの育成についても、地域の実情に応じ、工夫をこらした教育システムを確立することで、地域医療・介護の量的・質的向上を図ることが可能となろう。各道州において、地域医療・介護の中心的役割を果たす人材育成機関として、医科大学、福祉大学を充実することなども重要な課題となろう。

⑤ 独自の産業振興策が展開され、雇用が創出される

道州制のもとでは、道州が産業集積政策の企画立案から実施までを一貫して担う。道州は、地域の大学の管理・運営を行うとともに、それらを活用して、研究開発や人材育成の面で企業と緊密に連絡を取りながら、地域の産業振興を図る。その観点から、現在の各県にある国立大学・大学院を統合し新たに地域を代表する道州立大学・大学院とすると同時に、各大学・大学院を得意分野に特化した研究・教育を行う機関とすることも有効な方策となろう。地域で育てられた人材が戦力となり、地域に根ざした商品の開発や地域ブランドづくり、さらには製品の高付加価値化が実現することで、地場企業や中小企業の活性化が図られる。また、優秀な人材獲得を目指し、グローバル企業の新規立地や投資拡大が進み、地域における雇用創出力も高まることとなろう。

地域の発展のためには、人々の職業能力の向上も重要な課題であり、道州および基礎自治体は連携して、各地域の住民・企業のニーズ、雇用情勢、人口構造などに則し、産業政策や福祉政策と一体のものとして、独自の雇用政策、職業訓練事業の充実を図ることになろう。一方、国は労働基準の設定や雇用保険の運用など、セーフティネットの確保のために制度的枠組みを整える役割を担う。

住民の日常生活や企業の事業活動にとって不可欠な道路については、国から地方への税財源移譲を前提とし、道州が地域の実情に応じた計画を立案し、真に必要な道路の整備を進める。道州内のネットワークを形づくりの高速道路の整備についても、道州が自らの財源・権限により整備できる体制を整えることが求められる。

⑥ 地域資源を活かした観光振興が推進される

観光政策に関する国と地方の関係については、「観光立国推進基本法」で、国と地方公共団体が相協力して施策を講じるとされており、道州制のもとでもこの趣旨は変わるものではない。

世界的な大交流時代を迎えるなかで、観光振興には、広域的な地域の自立的な取り組みがまず求められよう。道州は面的に広がりのある観光戦略を立案し、国内外への情報発信や交通基盤の整備などの面で、現在の都道府県単位で実施するより強力に取り組めるようになる。また、観光振興策の広域的な調整については、道州が積極的な役割を果たすことになるが、すでに東北観光推進機構や中部広域観光推進協議会、九州観光推進機構など、官民連携による広域的な

観光振興の活動が行われている。

一方、基礎自治体は、住民、観光協会、NPO、地元企業などとともに、景観整備やまちづくり、住民の「おもてなし」の心の醸成、観光資源の保護・保全など、地域の文化や伝統に根ざした観光振興に努め、関連産業の活性化と雇用の創出を図る。また、ホテル税の導入などを通じて、文化財や自然景観の維持管理などに積極的に取り組み、その結果、観光客が増えることで自治体税収が増えるという好循環をつくりだすことも可能となろう。

⑦ 地域の農林水産業が活性化する

農業は地域における重要産業の一つであり、農業の活性化は地域経済の活性化に直結する。道州は、基礎自治体を補完し、地域の特徴、独自性を活かし、様々な地域内の農業振興政策を立案・実施する。とりわけ、内外の販路拡大と物流機能の強化や、試験研究機関の再編、研究開発機能の高度化・効率化、産地間連携によるリレー出荷体制の構築等の生産性・効率性の向上、農商工・産学連携の強化などに資する広域的な取り組みが重要である。

また林業においては、国内材の活用や水源涵養の観点から、道州が地域の特性に応じた広域的な振興に取り組む。水産業においても、道州が主体的にその振興に取り組む。

一方、国民への食料の安定供給は国の存立にかかわる重要な責務であり、国は、優良農地を量的・面的に確保するなど、食料の安定供給のための全国的・総合的視点に立った施策を講じるとともに、全国的規模で実施すべき農林水産業の振興策を重点的に担う。

⑧ 個性的なまちづくりが行われる

道州制のもとでは、基礎自治体を中心となって、地域の実情に応じた個性あるまちづくりや、それを誘導する都市計画を実行する。現在は土地利用に関して、都市計画法、農振法、森林法、自然公園法などが個別に規制している。道州制のもとでは、こうした法律の縛りを緩和するとともに、土地利用に関する権限を基礎自治体に移譲することで、基礎自治体はまちづくりに関する大半の施策を実施し、風土や歴史、景観、住宅様式、街区様式などの地域文化を反映したまちづくりを推進する。

道州内には 100 程度の基礎自治体が存在することになるだろうが、道州は戦略的な都市連合の形成に向けて、地域全体の発展計画・ビジョンを策定し、都市間を結ぶ交通インフラの整備などに注力する。

国が定める都市計画制度は、現在よりも大幅に大枠化し、道州や基礎自治体が地域の実情に合った柔軟な施策を展開できるように改める。その際、道州や基礎自治体に対する国の関与は、限定的なものとする。

⑨ 環境保全が効果的に行われる

温暖化や国際資源循環など諸外国と協調して取り組んでいる分野、科学的知見に基づいて設定される環境基準の設定や高度・希少な技術を活用して推進する資源循環など、全国的に行うことが合理的・効率的な分野は国が担う。

道州は、大気汚染対策や水質汚濁防止、リサイクル等の資源循環の推進など、現在の都道府県よりも広域的に行なうことが効果的な環境対策に取り組む。

基礎自治体は、住民生活に密着し地域の事情に通じているという特徴を活かし、3R（リデュース、リユース、リサイクル）や温暖化などについて住民の意識啓発を行うとともに、地域固有の事情に基づく環境政策や一般廃棄物の処理にかかる事務を担う。

⑩ 近隣諸国、地域との経済交流が活発化する

道州は独自の戦略のもと、国際交流、内なる国際化に取り組む。前述の通り、人口やGDPの面でヨーロッパの中堅国などに匹敵する規模となる道州は、そのスケールメリットを活かして、諸外国や地域と直接連携、交流することにより、海外企業による投資の誘致や、道州のマーケティング・セールスなどの経済交流を活発に行う。

また少子化・高齢化のなかで、道州は基礎自治体と連携して、地域に必要な外国人材の力を活かす取り組みを進める。これにより、グローバルな地域間競争に対応して、国際競争力を向上させることが可能となる。

道州制のメリットと課題

◎道州制ビジョン懇談会「中間報告」(H20.3.24)

○メリット

- ・政治や行政が身近になり受益と負担の関係が明確化
- ・東京の一極集中の是正により多様性のある国土と生活の構築
- ・重複行政の解消などによる行財政改革の実現
- ・道州の地域経営による広域経済文化圏の確立
- ・国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立 など

○課題 → 道州制の制度設計などにより解決できる

- ・国の調整機能が失われることによる地域格差の拡大
- ・住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化 など

◎自由民主党：道州制に関する第3次中間報告 (H20.7.29)

○メリット

- ・基礎自治体中心となり、地域の実情・住民ニーズに応じた行政サービスの提供が可能
- ・中央政府は身軽になり国家戦略・危機管理能力が向上
- ・インフラ整備・サービス提供でスケールメリット
- ・多様な政策の提示、道州相互間の競争による国全体の多様化・活性化
- ・地域資源の活用等により東京以外にも成長の核になる都市

○課題

- ・道州政府は住民から遠くなる
 - 基礎自治体中心の住民サービス体制により、住民ニーズに的確に対応
- ・道州内の一極集中、地域間格差が生じるおそれ
 - 道州内の機能分担、地域間バランスを考慮して州都の在り方等を検討
- ・国家としての統一性が失われ、国力が弱まるおそれ
 - 国家の役割が重点化され、むしろ国力が強化
- ・各都道府県が持つ文化、伝統、郷土意識、一体感が失われるおそれ
 - 都道府県であった区域に一定の位置づけを与えるなど積極的に対応

道州制導入の効果 ー国際観光振興政策 の推進効果ー

この資料は、愛知県において、地方から見た望ましい道州制の姿やその効果について調査・研究を行う一環として、平成19年度に国際観光振興における道州制導入のメリット等を庁内プロジェクトチームで検討したものです。

1. 東海・中部地域における国際観光の現状と課題

1

東海・中部地域の知名度

東海・中部地域は広範囲にわたって幅広い観光資源を有する

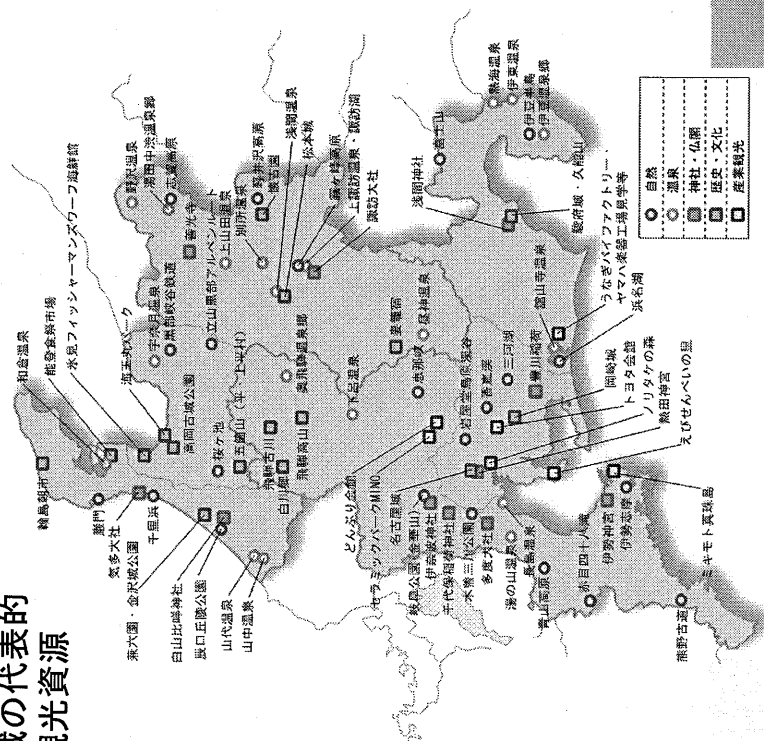
- 世界遺産、● 日本の象徴富士山、
- 産業・温泉・歴史文化・自然の景勝地などの観光資源 ...etc.

- 海外旅行雑誌の東海・中部地域の記述量が少ない

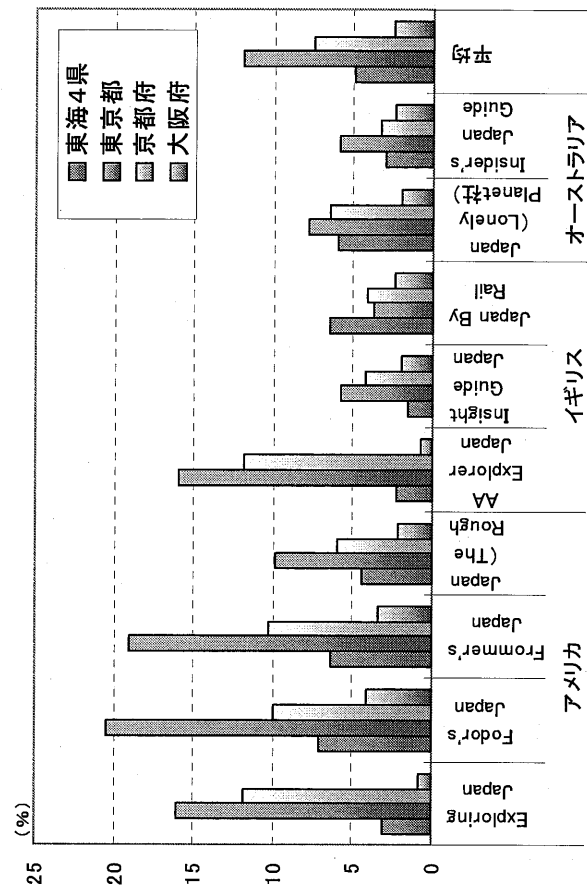
国際観光地としての知名度が十分でない。

地域の観光資源の魅力を集中的にPRして、国際観光地のイメージアップを図る必要があるが、縦割り行政の問題や国等、県、市町村で重層的で複雑な推進体制となっていることから、効果的な取組がなされていない。

東海・中部地域の代表的な観光資源



代表的な海外旅行案内書の地域別記述量



出典：産業観光推進懇談会資料より抜粋（2005年3月調査）

東海・中部地域における国際観光の現状と課題

2

インフラや国際観光ネットワーク

広域の交通インフラが形成され、
宿泊施設の集積度も高い

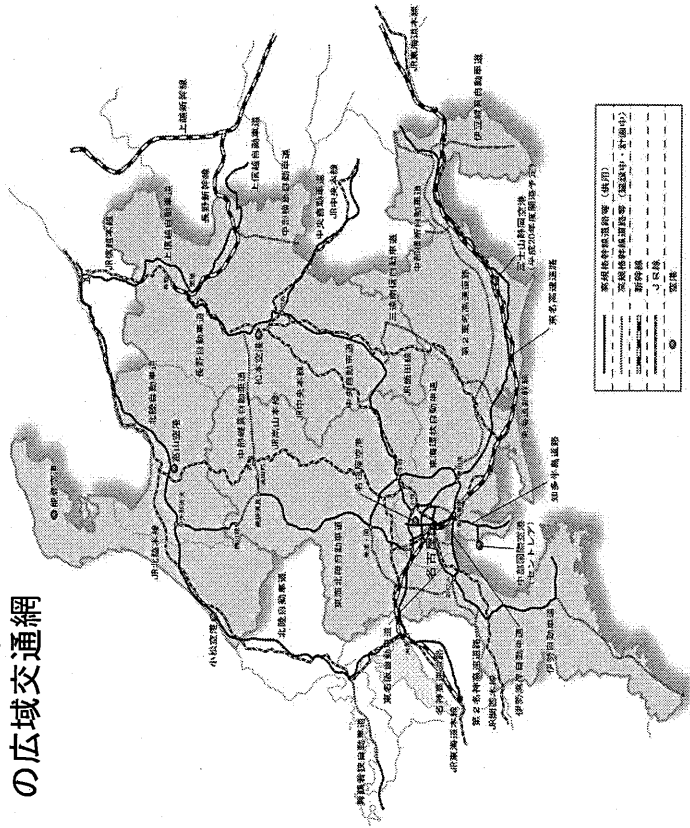
- 中部国際空港の開港と、それを結ぶ広域幹線道路ネットワークが整備
- 政府登録宿泊施設の全国比率が高い

- 東海・中部地域への来客は少ない
- 関東圏・関西圏との周遊ルートに組み込まれる程度

インフラや宿泊施設を
生かした
ネットワークが不足

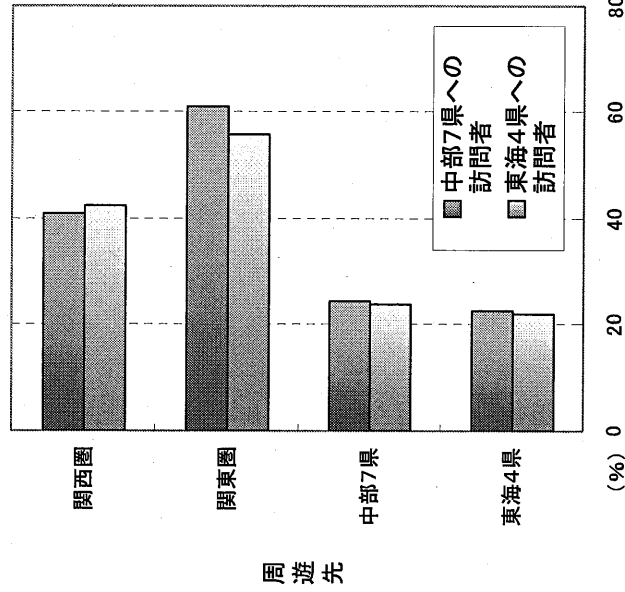


■ 東海・中部地域の 広域交通網



東海・中部地域内の観光資源・宿泊施設をネットワーク化し、観光ルートの整備や観光ツアーの開発を進める必要があるが、現場に近いところに政策手段がないことや、協議会等による取組の限界から十分な取組がなされていない。

■ 東海・中部地域を訪れた訪日外国人の周遊先



出典：国際観光振興機構
「訪日外国人旅行者調査」
(2003-2004)

2. 国際観光振興政策の現状と課題

1 縦割り行政の問題

- ▲ ▲ ▲ 国の推進体制は、経済産業省、環境省、法務省、外務省等にまたがり、縦割りになっており、省庁間を超えた観光政策の連携が十分でない。

2 都道府県という枠組みでは財源・人材資源面で限界

- ▲ ▲ ▲ 国が多くの財源をもっており、都道府県には国際的な視野に立った施策を推進するための財源・人材が確保されていない。

3 現場に近いところに政策手段が十分でない。

- ▲ ▲ ▲ 都道府県には観光関連に関する権限が少なく、地方運輸局には政策形成機能が十分でない。現場に近いところに権限移譲が十分でなく政策手段が十分でない。

4 取組が重層し複雑で非効率

- ▲ ▲ ▲ 国際観光の推進は、国等、都道府県、市町村で、かなり重層的で複雑な推進体制となっている。

5 協議会等による広域的な推進体制の限界

- ▲ ▲ ▲ 協議会等を設置し、広域的な観光振興の取組を行っているが、財源を構成自治体に依存しているため、独立した組織としての活動が十分図られていない側面がある。4

3. 道州政府が主体・主導で国際観光に取り組むメリット

1 多様な政策分野を組み合わせた総合的な国際観光政策の展開

観光に関連する多様な政策分野を組み合わせた総合的な振興が可能

● 国の各省庁が持つ様々な権限が道州に移譲されることにより、道州が交通、景観、自然保全、文化、農業、まちづくりなど、関連する政策分野を組み合わせて総合的に観光振興に取り組むことが可能となる。

2 大規模や専門性の高い事業の展開

組織や予算規模の拡大により、大規模事業の実施、専門部門の設置が可能

● 道州制により、組織や予算の規模が大きくなるため、大規模な事業の実施や、国際観光振興に必要な調査・研究等の専門部門の設置が可能となる。

3 多様な政策手段を活用した効果的な取り組み

新たな制度の設計が可能となり、多様な政策ツールが活用

● 道州に権限が移譲されることにより、観光事業者のサービス品質保証制度、景観・土地利用規制、バス・タクシーの規制緩和など、独自の規制強化・緩和策が可能

4 効率的で事業能力の高い実施体制の確立

国の役割が道州に移管されることにより、事業能力の高い組織の設置が可能となる。

● 国が持つ観光施策関連の財源が確保されるとともに、道州の観光政策を担う組織を設置することにより、効率的で事業能力の高い実施体制が確立できる。

5 広域の地方政府の形成による一体的な観光政策の展開

広域の地方政府が形成されることにより、国際観光に一体的に取り組むことが可能

- 道州制により東海・中部エリアとする広域の地方政府が形成されることにより、外国人観光客の観光行動に即した広域観光政策に一体的に取り組むことができる。

4. 道州制における国際観光振興の進展効果

- 東海・中部地域の国際観光の現状には、国際観光地としての知名度やそのネットワークに課題があり、観光地の魅力のPRによる地名度の向上やネットワークの充実を目指す必要がありますが、現行制度では縦割り行政の問題や重層的で複雑な推進体制などから必ずしも効果的な取組がなされているとは言えません。
- 道州制のメリットを生かすことにより、多様な政策分野を組み合わせた総合的な政策の展開や効率的で事業能力の高い実施体制の確立などが可能になり、国際観光の進展が期待されます。

東海・中部地域の現状

国際観光地としての知名度が不十分

国際観光のネットワークが不足

国際観光政策の目指すべき方向

観光地の魅力のPR、観光知名度の向上

国際観光ネットワークの充実

現行制度の課題

縦割り行政の問題

都道府県という枠組みでは財源・人材資源面で限界

現場に近いところに政策手段が十分でない

重層的で複雑な推進体制

協議会等による広域的な推進体制の限界

道州制によるメリット

多様な政策分野を組み合わせた総合的な政策の展開

大規模や専門性の高い事業の展開

多様な政策手段を活用した効果的な取組

効率的で事業能力の高い実施体制の確立

広域の地方政府の形成による一体的な観光政策の展開

5. 道州制の下での法律・条例の体系

1

観光振興・国際観光振興関連法律

- 観光立国推進基本法
- 観光振興関連法律
 - ・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律
 - ・国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律
 - ・外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律

- 観光振興および国際観光振興は、道州、市町村といった地域が主体的な役割を担うことから、関連の法律は廃止、もしくは国の役割のみを規定。
- 道州は、ハードからソフトにいたる総合的な施策を民間も巻き込んで一体的に推進するため、その根拠となる州の基本条例が求められる。
- 市町村が観光まちづくり事業を推進するための方針や施策を規定する条例を制定することも考えられる。

2

旅行関連事業者の許認可関連法律

- 旅館業法
- 通訳案内士法
- 国際観光ホテル整備法
- 旅行業法

- 事業者の許認可や監督指導の権限は道州に移譲されるならば、原則法律を廃止して道州の条例で規定。
- 「旅行業法」や「道路運送法」は、全国展開する事業者も多いため、基本事項のみ法律で定める考え方もある。
- 通訳士案内士法は、高度な専門通訳は国、それ以外は道州という役割分担する考え方もある。
- 国際観光ホテル整備法は廃止するが、ソフト面を含めた認証制度を道州の判断で定める考え方もある。

3

交通基盤整備関連法

- 空港整備法
- 道路法
- 高速自動車国道法・道路整備特別措置法
- 道路運送法
- 鉄道事業法

- 国際空港や道州を跨ぐ骨格的な国道・高速道路や幹線鉄道は国の役割として残り、国と道州の役割分担に基づき事務分担を変更。

■ 道州制下での法律・条例の体系

分野	国	道 州	市町村
観光振興・国際観光振興関連	観光立国推進基本法	東海・中部州観光振興基本条例 (例) 国際観光拠点地域整備促進条例 (例) 観光地域外国人対応力強化促進条例 (例) 国際会議誘致促進条例	(例) 観光まちづくり条例 (例) ○○地域景観保全条例 (例) 外国人訪問者にやさしいまちづくり条例
旅行関連事業者の関連	(旅館業法) 通訳案内士法 (旅行業法)	旅館・ホテル業条例 通訳案内士条例 旅行業条例 (例) 国際旅館・ホテル認証条例	
交通基盤関連	空港整備法 道路法・高速自動車国道法 ・道路整備特別措置法 (道路運送法) 全国新幹線鉄道整備法	道路運送条例 鉄軌道事業条例	
出入国関連	出入国管理及び難民認定法		

6. 現状と道州制における役割分担の変化

■ 現状

	国	都道府県	市町村	民間
観光政策の立案・推進	○観光政策の基本 ・基本法 ・基本計画 ○地方の国際観光振興の総合支援	○県及び広域での観光計画 ○国の制度を活用した国際観光振興		
観光客の誘致	○海外へのPPR・誘致活動 ・ビジット・ジャパン・キャンペーン ○海外への観光客の誘致活動 ・誘致キャンペーン ・広域観光ルートづくり	○市町村の観光情報の発信		○事業活動
受け入れ体制の強化	○旅行関連事業の質の向上 ・法制度・基準 ・国際観光ホテル・旅館の登録 ・旅行業の登録 ・通訳案内士の試験	○旅行関連事業の質の向上 ・旅行業の登録 ・通訳案内士の登録		
	○地域の受入体制強化の支援・誘導 ・観光ルネサンス制度 ・まちづくりナビプロジェクト	○ホスピタリティの向上 ・県関係施設の案内表示 ・観光関連産業の振興 ・事業資金貸付制度	○地域のホスピタリティの向上 ・観光案内の充実 ・ボランティア通訳	○外客対応機能の強化 ・宿泊施設 ・交通機関 ・住民の活動
観光資源の開発・魅力アップ	○地域の取組の支援・誘導 ・観光ルネサンス制度 ○自然・景観等観光資源の保全・向上 ・制度の立案・運用	○観光資源の向上・保全・向上 ・制度の運用及び事業実施	○施設整備・地域づくり ・観光資源の発掘・整備 ○観光資源の保全・向上 ・事業実施	○施設整備・地域づくり ・観光施設の整備 ・住民の活動
交通体系の整備	○国際交通・全国交通の整備 ・空港の計画・整備・運営 ・国道・高速道路の計画・管理(指定区間) ・鉄軌道の計画及び鉄軌道・バス事業の許可等	○県内の交通体系の整備 ・県道の計画・整備・管理 ・国道の整備・管理(指定区間外)	○市町村の交通体系整備 ・市町村道の計画・整備・管理	○空港や高速道路の整備・管理 ○鉄軌道・バス事業の運営
その他	○出入国管理			

■ 道州制

	国	道州政府	市町村	民間
観光政策の立案・推進	○観光政策の基本 ・基本法 ・基本計画 ○国際観光振興の戦略 ・プランづくり ・重点地域における総合支援	○観光政策の基本 ・基本法 ・基本計画 ○国際観光振興の戦略 ・プランづくり ・重点地域における総合支援	○観光のまちづくり推進 ・条例・計画 ○道州の制度を活用した国際観光振興	
観光客の誘致	○海外への日本の魅力発信 ・トップセールス	○道州への観光客の誘致 ・ターゲットを明確にしたプロモーション ・大規模キャンペーン ・特色ある観光ルートづくり	○市町村の観光情報の発信	○事業活動
受け入れ体制の強化	○旅行関連事業の質の向上 ・真に全国で統一すべき法制度・基準 ・旅行業の登録 ・全国通訳案内士制度	○旅行関連事業の質の向上 ・国際観光ホテルの新たな認証制度 ・旅行業の登録 ・案内通訳や観光関連実務者の資格制度		
		○ホスピタリティの向上 ・道州全体の統一・計画の策定 ○観光関連産業の振興 ・各種事業支援制度 ・観光産業クラスター形成	○地域のホスピタリティの向上 ・観光案内の充実 ・ボランティア通訳	○外客対応機能の強化 ・宿泊施設 ・交通機関 ・住民の活動
観光資源の開発・魅力アップ		○地域の取組の支援・誘導 ・自主的取組を尊重した支援 ・制度の設置・運用 ・まちづくり規制の緩和等 ○自然・景観等観光資源の保全・向上 ・制度の立案・運用	○施設整備・地域づくり ・観光資源の発掘・整備 ○観光資源の保全・向上 ・事業実施	○施設整備・地域づくり ・観光施設の整備 ・住民の活動
交通体系の整備	○国際交通・全国交通の体系整備 ・第一種空港の計画・整備 ・骨格的な国道の計画・整備・管理	○道州内の交通体系整備 ・第二種・第三種空港の計画・整備・運営 ・道州道の計画・整備・管理 ・鉄軌道網の計画及び鉄軌道・バス事業の許可等	○市町村内の交通体系整備 ・市町村道の計画・整備・管理	○空港や高速道路の整備・管理 ○鉄軌道・バス事業の運営
その他	○出入国管理			10

道州制推進知事・指定都市市長連合設置要綱（改正案）

1 設置目的

有志の知事・指定都市市長で構成する「道州制推進知事・指定都市市長連合」（以下「連合」という。）を推進母体に、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで地域主権型道州制を導入する道筋をつける。

2 活動内容

連合は、1の目的を達成するため、次の活動等を行う。

- (1) 政府・政党への提案・要請
- (2) 地域主権型道州制の制度設計
- (3) 地域主権型道州制の実現を目指す他団体との連携
- (4) 国民に向けた広報宣伝

3 組 織

- (1) 連合は、地域主権型道州制の実現を目指す知事及び指定都市市長のうち、参加を表明した者（以下「構成メンバー」という。）をもって構成する。
- (2) 連合の代表機関として共同代表2名を置き、設立総会又は総会で互選する。
共同代表は、知事1名、指定都市市長1名とする。
- (3) 連合に副代表2名を置き、共同代表が指名する。副代表は、知事1名、指定都市市長1名とする。副代表は、共同代表を補佐し、共同代表に事故があるときはその職務を代理する。

(43) 会議

① 総会

- ・ 必要に応じて共同代表が招集し、そのうち1名が議長を務める。
- ・ 設立総会については発起人が招集し、そのうち1名が議長を務める。

② 部会等

- ・ 共同代表が必要と認めるときは、2の活動に資する部会等を置くことができる。部会等に主査を置き、構成メンバーの中から共同代表が指名する。
- ・ 部会等のメンバーは、共同代表と主査が協議して指名する。

- (54) 共同代表が必要と認めるときは、連合及び部会等に顧問（有識者等）を置くことができる。

4 庶務

- (1) 連合の庶務は、共同代表のうち1名が処理する。
- (2) 部会等の庶務は、主査が処理する。

5 その他

- (1) 2の活動及び3の(4)の会議に要する経費は、構成メンバーから徴することができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、連合の運営に必要な事項は、共同代表が別に定める。

6 施 行

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。
この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

(改正理由)

- ・ 道州制推進知事・指定都市市長連合に副代表を置き、体制を強化することで、活動の機動性、補完性を確保する。
- ・ 活動等に要する経費について、負担金の徴収を可能とする。

道州制に関する最近の動き

- 平成22年 2月 道州制ビジョン懇談会を廃止
- 平成22年 6月 地域主権戦略大綱閣議決定
(「道州制」についての検討も射程に入れていく)

<参議院議員選挙マニフェスト>

- 民 主 党：道州制について記述なし
- 自由民主党：道州制基本法を早期に制定
- 公 明 党：3年を目途に「道州制基本法」を制定し、概ね10年後から「地域主権型道州制」に移行
- みんなの党：7年以内に「地域主権型道州制」に移行。内閣に道州制担当専任大臣を設置し、「道州制基本法」を11年度中に制定

- 平成23年 4月 日本経済団体連合会、経済同友会が、将来の道州制導入を念頭に置いた「東北復興院」等の設置を提言（東日本大震災復興構想会議）
- 平成23年 5月 超党派国会議員が「道州制懇話会」を設立
(国会議員：159名 知事：13名 指定都市市長：15名)
- 平成24年 1月 地方制度調査会が、大都市制度に関する議論を開始
- 平成24年 2月 全国知事会道州制特別委員会を廃止
(道州制は新設の「地方行政体制特別委員会」が所掌)
- 平成24年 3月 政党の動きが活発化

- 大 阪 維 新：維新政治塾レジュメで「統治機構の見直し―道州制」を明記
- みんなの党：「道州制への移行のための改革基本法案」を国会へ提出
- 自由民主党：道州制推進本部が、道州制基本法案の骨子を提示
- 公 明 党：道州制推進プロジェクトチームを設置

- 平成24年 4月 道州制推進知事・指定都市市長連合が発足
(知事：9名 指定都市市長：15名)
設立総会后、政党（民主、自民、公明、みんな）に対し、道州制推進法の早期制定等を求める要請活動
- 平成24年 5月 道州制推進知事・指定都市市長連合が、自由民主党、公明党、日本経済団体連合会と意見交換（石井共同代表ほか出席）
- 平成24年 6月 日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会が、「地域主権と道州制を推進する国民会議」を開催
・政党（民主、自民、公明、みんな）の政策責任者の説明
・アピール「道州制実現に向けた政治のリーダーシップを」を採択
自由民主党：道州制推進本部が道州制基本法案（修正骨子案）を公表

-
- 平成24年 7月 道州制推進知事・指定都市市長連合第1回総会
(地域主権型道州制の基本的な制度設計について など)

道州制基本法案（骨子案）

平成24年6月29日

前文

第1 総則

1 目的

この法律は、道州制の導入に向けて国を挙げて具体的な検討に着手するため、当該検討の基本的方向及び手続を定めるとともに、道州制を導入するための法制の整備について定めることを目的とする。

2 定義

① 道州

「道州」は、道又は州をその名称の一部とし、都道府県の区域より広い区域において設置され、広域事務（国から移譲された事務をいう。）及び都道府県から承継した事務を処理する広域的な地方公共団体である。

② 基礎自治体

「基礎自治体」は、市町村の区域を基礎として設置され、従来の市町村の事務及び都道府県から承継した事務を処理する基礎的な地方公共団体である。

③ 道州制

「道州制」は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度である。

3 基本理念

道州制は、次に掲げる事項を基本理念として導入されなければならない。

- ① 国の役割及び機能の改革の方向性を明らかにすること。
- ② 中央集権体制を見直し、国と地方の役割分担を踏まえ、道州及び基礎自治体を中心とする地方分権体制を構築すること。
- ③ 国の事務を国家の存立の根幹に関わるもの及び国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に直接に関わるもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定し、国家機能の集約、強化を図ること。
- ④ ③に規定する事務以外の国の事務については、国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築すること。
- ⑤ 国及び地方の組織を簡素化し、国、地方を通じた徹底した行政改革を行うこと。
- ⑥ 東京一極集中を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出し得るようにすること。

4 道州制の基本的な方向

道州制は、次に掲げる基本的な方向に沿って制度化されなければならない。

- ① 都道府県を廃止し、全国に10程度の道州を設置する。都の在り方については、道州制会議において、その首都としての機能の観点から総合的に検討するものとする。
- ② 道州は、広域的な地方公共団体とし、国家の存立の根幹に関わるもの及び国家的危

機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に直接に関わるもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものの事務を除き、国から道州へ大幅に事務を移譲させて、広域事務を処理するとともに、一部都道府県から承継した事務を処理する。

- ③ 基礎自治体は、市町村の自主的な再編により設置し、従来の市町村の事務を処理するとともに、住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継させて、当該事務を処理する。基礎自治体においては、従来の市町村の区域において、地域コミュニティが維持、発展できるよう、制度的配慮を行う。
- ④ 道州及び基礎自治体の長及び議会の議員は、住民が直接選挙する。
- ⑤ 道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう道州の立法権の拡大、強化を図る。
- ⑥ 国の行政機関は整理合理化するとともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は極力縮小する。
- ⑦ 道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、道州及び基礎自治体に独立した税源を付与するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設ける。

第2 道州制会議

1 設置

内閣府に、道州制会議を置く。

2 所掌事務

道州制会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 内閣総理大臣の諮問に応じて道州制の導入に関する重要事項を調査審議すること。
- ② ①に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3 諮問

内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、道州制会議に諮問しなければならない。

- ① 道州の区割り、事務所の所在地その他道州の設置に関すること。
- ② 国、道州及び基礎自治体の事務分担に関すること。
- ③ 国の機構の再編並びに国の道州及び基礎自治体への関与の在り方に関すること。
- ④ 国、道州及び基礎自治体の立法権限及びその相互関係に関すること。
- ⑤ 道州及び基礎自治体の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関すること。
- ⑥ 道州及び基礎自治体の公務員制度並びに道州制の導入に伴う公務員の身分の変更等に関すること。
- ⑦ 道州及び基礎自治体の議会の在り方並びに長と議会の関係に関すること。
- ⑧ 基礎自治体の名称及び規模及び市町村再編の在り方並びに基礎自治体における地域コミュニティに関すること。
- ⑨ 道州及び基礎自治体の組織に関すること。
- ⑩ 首都及び大都市の在り方に関すること。

- ① 道州制の導入に関する国の法制の整備に関すること。
- ② 都道府県の事務の道州及び基礎自治体への承継手続その他の道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること。

4 答申

道州制会議は、3の諮問を受けた場合には、3年以内に答申しなければならない。

5 中間報告

内閣総理大臣は、3の諮問事項について必要があるときは、道州制会議に対し、中間報告を求めることができる。

6 国会への報告

内閣総理大臣は、道州制会議から5の中間報告及び3の諮問に対する答申を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

7 組織

- ① 道州制会議は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員34人以内で組織する。

- ア 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 5人
- イ 参議院議員のうちから参議院が指名する者 3人
- ウ 都道府県知事の全国的連合組織を代表する者 1人
- エ 都道府県議会の議長の全国的連合組織を代表する者 1人
- オ 市長の全国的連合組織を代表する者 1人
- カ 市議会の議長の全国的連合組織を代表する者 1人
- キ 町村長の全国的連合組織を代表する者 1人
- ク 町村議会の議長の全国的連合組織を代表する者 1人
- ケ 学識経験を有する者 20人以内

- ② ①ケに掲げる者につき任命される委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。
- ③ ①ケに掲げる者につき任命される委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ④ 委員は、再任されることができる。
- ⑤ 委員は、非常勤とする。

8 会長及び会長代理

- ① 道州制会議に会長及び会長代理1人を置き、学識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。
- ② 会長は、会務を総理する。
- ③ 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 専門委員

- ① 道州制会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- ② 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- ③ 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。
- ④ 専門委員は、非常勤とする。

10 部会

- ① 会長は、必要に応じ、道州制会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。
- ② 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- ③ 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

11 設置期限

道州制会議は、4の答申をした日から起算して6月を経過する日まで置かれるものとする。

12 その他

- ① この法律に定めるもののほか、道州制会議に関し必要な事項は、政令で定める。
- ② 道州制会議が設置されている間、地方制度調査会の所掌から道州制会議の所掌に属するものを除くものとする。

第3 法制の整備

政府は、道州制会議の第2 4の答申があったときは、当該答申に基づき、当該答申の日から2年以内に道州制が導入されるよう必要な法制の整備を実施しなければならない。

道州制のイメージ

平成24年6月19日
道州制推進本部
道州制基本法小委員会

1. 組織

- ・ 全国に10程度の道州を設置する。
- ・ 都道府県は、廃止する。
- ・ 基礎自治体は、現状を基本とする。(自主合併は、妨げない)
- ・ 基礎自治体の権能を補完する必要がある小規模な基礎自治体については、道州が地方機関を設置して、その事務を支援するなどの仕組みを設けることができるようにする。
- ・ 東京及び政令市の在り方は、検討する。

2. 権限

- ・ 「国の関与」等をできるだけ廃し、二重・三重行政をなくす。
- ・ 国は、国家の存立に関すること、全国的に統一的定めが必要なこと等を行い、機能を集約・強化する。
- ・ 道州は、道州内に関することを行うとともに、このことに関し、道州法を制定できる。ただし、国の権限に属することは除くとともに、基礎自治体の能力に応じ、事務・権限を移譲する。
- ・ 基礎自治体は、その能力に応じて事務・権限を担い、立法することができる。

3. 首長・議会

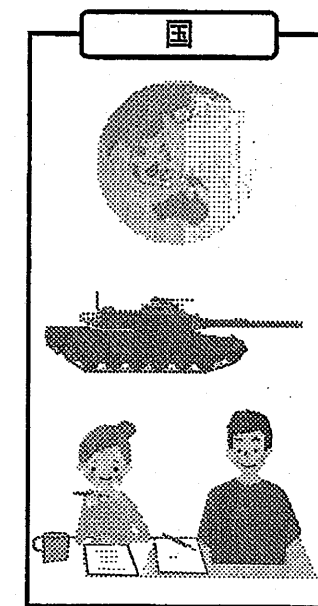
- ・ 議会は、現行の都道府県の区域以下の選挙区から選出された議員で構成する。
- ・ 定数については、従来の「市町村合併」時の方式を参考にする。
- ・ 首長は、住民の直接選挙で選出される。
- ・ 首長の多選制限や議会権限の強化策を検討する。

4. 税・財政制度

- ・ 国・地方の役割分担に応じて制度設計するが、中央政府に依存しない税・財源とする。
- ・ 財政調整制度を設ける。
- ・ 現在の国と地方の債務の処理について検討する。
- ・ 現在の知的・社会的インフラ整備状況の格差是正策を検討する。

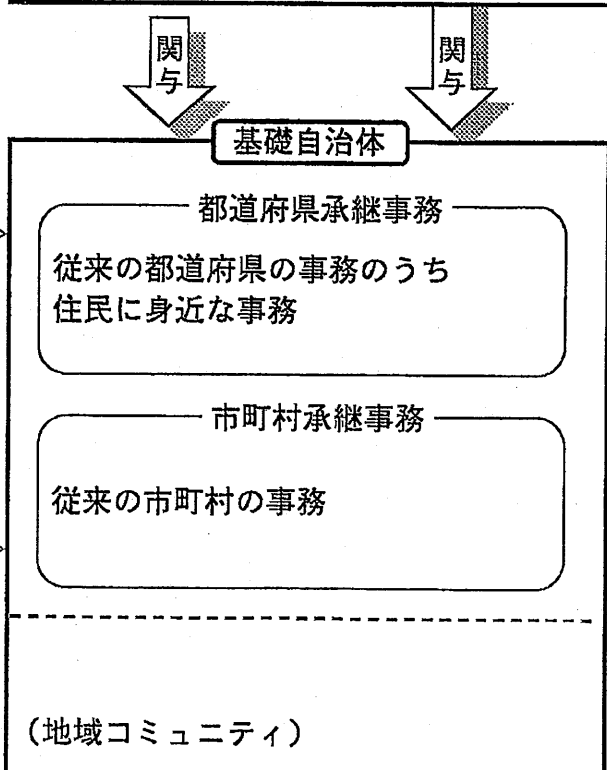
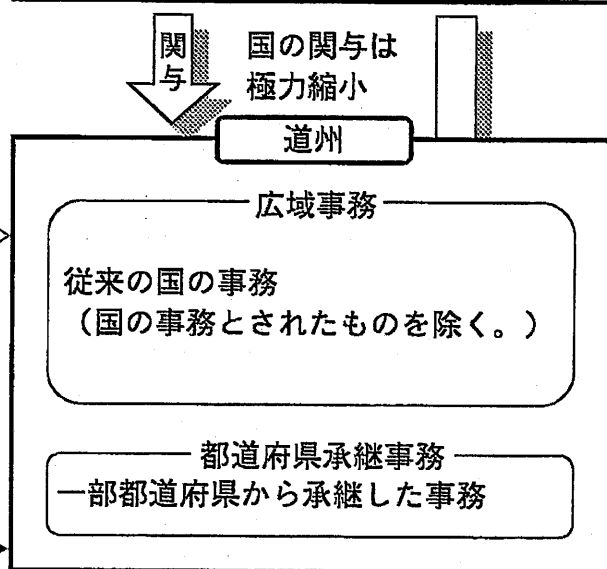
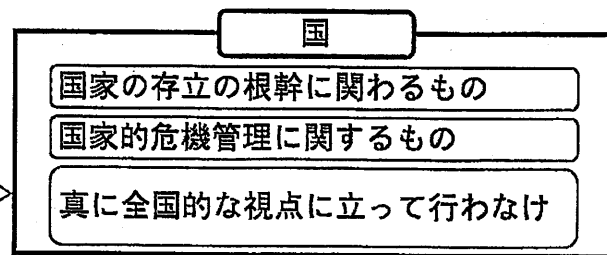
現 行

東京一極集中の
中央集権体制



道州制

道州・基礎自治体を中心とした
地方分権体制へ移行し、



独立した税原を付与・財政調整制度を創設

※ 今後、国、道州及び基礎自治体の役割分担論のみでなく、国の道州への関与の在り方や道州の基礎自治体への関与の在り方について、検討を深めることが必要である。

道州制への移行のための改革基本法案の概要

我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進する。

目標時期：この法律の施行（公布日施行）後7年以内に、道州を設置し、道州制への移行のための改革による新たな体制への移行を開始

第1 基本理念

道州制への移行のための改革は、道州において、個性豊かで活力に満ち、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会が形成され、及び地域経済が自律的に発展するとともに、行政、経済、文化等に関する機能が我が国の特定の地域に集中することなく配置されるようにし、あわせて、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことができるよう、次の事項を基本として行われるものとする。

- (1) 道州を設置し、その地域の特性に応じた独自性のある施策を展開することができる地方自治制度を確立
- (2) 国が本来果たすべき役割に係る事務を除き、国が所掌する事務を道州に移譲、道州が施策の企画・立案と実施とを一貫して行う体制を確立
- (3) 道州の財政運営における自主性を確保、道州が自主的・自立的に役割を果たせる地方税・財政制度を確立
- (4) 身近な行政はできる限り基礎的な地方公共団体が担い、道州が補完。市町村につき、基礎的な地方公共団体としてあるべき姿となる地方自治・地方税・財政制度を確立
- (5) (1)～(4)に伴い、国の行政組織及び事務を簡素かつ合理的なものにする

第2 道州制への移行のための改革の基本方針

(1)道州の設置等、(2)国の事務の道州又は市町村への移譲等、(3)国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、(4)都道府県の廃止等、(5)市町村の事務等、(6)国の行政組織の見直しに関する基本方針を法律に規定

この法律の施行（公布日施行）後2年以内に、政府は、上記(1)～(6)の基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な法制上の措置を講ずる。

第3 道州の区域の決定

道州の区域は、道州がその果たすべき役割を適切に遂行するにふさわしい範囲となるように、併せて社会経済的条件、地理的条件、歴史的条件及び文化的条件を勘案し、法律で定める。その法律案の作成に当たっては、地方公共団体及び住民の意見を反映させるための措置を講ずる。

第4 道州制への移行のための改革推進本部

内閣に、本部長（内閣総理大臣）、副本部長（内閣官房長官及び道州制への移行のための改革担当大臣）及び本部員（本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣）をもって組織する本部を置く。また、本部に事務局を置く。

「道州制実現に向けた政治のリーダーシップを」

われわれは、社会保障と税の一体改革、財政健全化、環太平洋経済連携協定への参加など、わが国の将来を左右する課題に果敢に立ち向かい、将来にわたり日本の成長を実現していかなければならない。

その鍵を握るのは、新しい国づくりともいうべき「地域主権の確立と道州制の導入」に外ならない。各地域が権限と財源を持ち、自らの選択と責任により潜在的な魅力と強みを最大限に発揮できる、都道府県の枠を超えた広域的な地域づくりに邁進することこそ、わが国の未来を切り開くと確信する。

今こそ、不退転の決意で、明治以来の大転換を実行に移すときである。ここに「地域主権と道州制を推進する国民会議」は、道州制の実現に向けた、政治の強いリーダーシップを求める。

二〇一二年六月二十七日

「地域主権と道州制を推進する国民会議」

日本経済団体連合会会長 米倉 弘昌

日本商工会議所会頭 岡村 正

経済同友会代表幹事 長谷川 閑史

「道州制推進知事・指定都市市長連合」の概要

1 趣 旨

地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで地域主権型道州制を導入する道筋をつけるため、その推進母体として、知事・指定都市市長による連合組織を設立する

2 設 立

平成24年4月20日

3 構成メンバー

地域主権型道州制の実現を目指す知事及び指定都市市長 24名

4 活動内容

- (1) 政府・政党への提案・要請
- (2) 地域主権型道州制の制度設計
- (3) 地域主権型道州制の実現を目指す他団体との連携
- (4) 国民に向けた広報宣伝
- (5) その他

5 組 織

(1) 共同代表

- ・ 代表機関として共同代表2名を置く（知事、指定都市市長各1名）
- ・ 共同代表は、設立総会又は総会で互選する

(2) 会 議

①総会

必要に応じて共同代表が招集し、そのうち1名が議長を務める
（設立総会は、発起人が招集し、そのうち1名が議長を務める）

②部会等

共同代表が必要と認めるときは、4の活動に資する部会等を設置することができる

(3) 庶 務

共同代表のうち1名が処理する

「道州制推進知事・指定都市市長連合」設立趣意書

現在、我が国は、人口減少・超高齢化社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、社会保障の維持と財政健全化の両立、円高・デフレの克服、国際競争力の向上と持続的な経済成長の実現など、困難な課題に直面しており、これらの課題に国全体で適切に対応していくためにも、有効性を失った中央集権体制を打破し、国と地方の双方の政府を再構築することで、地域主権型の「新しい国のかたち」を創造することが求められている。

一方、地方行政においては、地球温暖化対策や高度医療体制の整備など、広域的な枠組みの下で取り組む必要のある行政課題が増加しており、東日本大震災を契機とした首都機能の分散・バックアップの議論も踏まえ、大規模災害への対応やその復旧・復興など、都道府県の区域を越えた緊急性・総合性の高い課題にも一元的に対応できる行政システムを構築することが急務となっている。

さらに、地方分権改革の流れの中で、国の出先機関の原則廃止や、大阪都、特別自治市など新たな大都市制度が議論されており、市町村合併の進展と相まって、国、広域自治体、基礎自治体を通じた役割分担の在り方や都道府県の存在意義が問われている。

これらへの回答が、明治期以来長きにわたってその構成と区域を維持してきた都道府県制を廃止し、より広い区域を単位とした新たな広域自治体を設置する道州制の導入である。

道州制の導入により、指揮命令系統の一元化による迅速な意思決定の下、広域的な行政課題への総合的な対応が可能となり、また、広域自治体の機能強化を通じて、国は国家の存立に関わる事務に専念し、基礎自治体優先の原則を踏まえつつ内政に関する事務のほとんどを地方が担うことで、地方分権改革を飛躍的に推進することができる。

さらに、行政システムの大幅なスリム化・効率化のほか、広域行政に重点化した道州が戦略的な経済政策を展開することで、地域発の経済成長と国際競争力の向上を実現できる。

道州制の導入は、我々地方公共団体の首長はもとより、国会議員、地方議員、国・地方の公務員の身を削る、大きな痛みを伴う統治システムの大改革であるが、遅々として進まない国の検討を待つのではなく、日本の将来を憂う我々が力を結集し、この国のかたちを抜本的に見直すとの気概と覚悟を持って、その実現に取り組まなければならない。

そこで、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで道州制導入の道筋をつける運動を展開するため、「道州制推進知事・指定都市市長連合」を設立する。

道州制推進知事・指定都市市長連合 活動方針

平成24年4月20日

本連合は、地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで地域主権型道州制を導入する道筋をつけるため、次の活動等を展開する。

なお、具体的な活動内容については、政府・政党の動向も踏まえ、共同代表を中心に協議の上決定する。

1 政府・政党への提案・要請

(当面の要請項目(骨子))

- (1) 地域主権型道州制の導入に向け、地方の意見を反映した推進法を早期に制定すること。
- (2) 道州制の制度設計等を担う組織を内閣に設置すること。
- (3) 道州制の制度設計等に地方の意見を積極的に反映すること。
- (4) 道州制に関する国民的な議論を喚起すること。

2 地域主権型道州制の制度設計

(地方からの積極的な提案、国政レベルの企画立案への参画)

- (1) 地域主権型道州制の姿、制度設計の提案・発信
- (2) 政府、政党による制度設計への参画、広域行政を担う当事者としての現場感覚を生かした意見の表明

3 地域主権型道州制の実現を目指す他団体との連携

(国民的なコンセンサスの形成)

当該団体等と連携した提案・要請、広報活動等の展開

4 国民に向けた広報宣伝

(国民的な議論の喚起)

- (1) マスメディア等を通じた本連合の活動の積極的なアピール
- (2) 構成メンバーの政治・行政活動の中で、地域主権型道州制を導入する目的や必要性、効果等を広く住民に周知(道州制推進連合の後援によるシンポジウムの開催等)

地域主権型道州制の実現に向けたより積極的な対応を求める

平成24年4月20日

道州制推進知事・指定都市市長連合

現在、我が国は、人口減少・超高齢化社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、社会保障の維持と財政健全化の両立、国際競争力の向上と経済成長の実現など、多くの困難な課題に直面しており、これらの課題に我が国が持つ優れた能力と地域の個性を発揮して立ち向かっていくためにも、有効性を失った中央集権体制を打破し、国は外交や通商政策など国家の存立に関わる事務に専念する一方、内政に関する事務は地方が担うことができるよう、国と地方双方の政府を再構築することで、地域主権型・多極型の「新しい国のかたち」を創造することが求められている。

我々は、その最も有効な処方箋が、明治期以来長きにわたり維持されてきた都道府県制を廃止し、地域の多様性を踏まえた新たな広域自治体を設置する地域主権型道州制の導入であると確信している。

もとより、統治システムの大改革である道州制の導入には、国民的なコンセンサスと国政レベルでの意思決定が不可欠であり、国と地方が手を携え、互いに大胆に身を削る気概と覚悟で取り組まなければならない。

貴党におかれては、首都機能の分散・バックアップや国の出先機関の原則廃止、さらには、新たな大都市制度の議論が進められ、広域自治体の役割や都道府県制度のあり方が問われている今こそ、地域主権型道州制の実現に向け、次の取組を推進するなど、より積極的な対応を図られたい。

記

- 1 地域主権型道州制の導入に向けた基本的な理念や方針、工程などを定める推進法を、地方の意見を反映しつつ早期に成立させること。
- 2 推進法に次の事項を盛り込むこと。
 - (1) 国、道州、基礎自治体を通じた役割分担や税財政制度のあり方など、地域主権型道州制の制度設計や、その具体化に必要な法律案の立案等を担う組織を内閣に設置すること。
 - (2) 制度設計等に地方の意見を積極的に反映させるため、当該組織に地方公共団体の代表を参画させること。
- 3 これらの取組を進める中で、道州制に関する国民的な議論を喚起すること。

道州制推進知事・指定都市市長連合名簿

敬称略・行政順

<知 事>

○ 共同代表・発起人

岡山県知事 石井 正弘

○ 発起人

宮城県知事 村井 嘉浩

○ 構成メンバー

北海道知事 高橋 はるみ

新潟県知事 泉田 裕彦

山梨県知事 横内 正明

愛知県知事 大村 秀章

大阪府知事 松井 一郎

佐賀県知事 古川 康

熊本県知事 蒲島 郁夫

<指定都市市長>

大阪市長 橋下 徹

川崎市市長 阿部 孝夫

さいたま市長 清水 勇人

千葉市長 熊谷 俊人

横浜市長 林 文子

相模原市長 加山 俊夫

静岡市長 田辺 信宏

浜松市長 鈴木 康友

名古屋市長 河村 たかし

京都市市長 門川 大作

堺市長 竹山 修身

岡山市市長 高谷 茂男

北九州市市長 北橋 健治

福岡市長 高島 宗一郎

熊本市市長 幸山 政史